

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに三朝町監査委員条例（昭和 45 年条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年度定期監査を次のとおり実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

記

- 1 監査実施日 令和 6 年 1 1 月 7 日から 1 2 月 2 0 日のうち 1 0 日間
- 2 監査の報告 別紙のとおり

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

三朝町監査委員 岸 田 昌 樹

三朝町監査委員 山 口 博

令和6年度定期監査報告書

1 監査を実施した日

令和6年11月7日から12月20日までのうちの10日間

2 監査対象事項

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの期間における事務事業の執行状況のうち、

- (1) 令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算の執行状況について
- (2) 令和6年度の町税及びその他税外収入金の調定とその収納の状況について
- (3) 令和6年度の当初予算に掲げた主要課題への取り組み状況について
- (4) 令和6年度予算にかかる各種契約の状況について

3 監査の所見

(1) 一般会計の歳入歳出予算の執行状況

一般会計の歳入歳出予算の執行状況は、第1表のとおりである。

第1表 令和6年一般会計予算執行状況

(歳入)

(単位：千円)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の割合		備考
				予算対比(%)	調定対比(%)	
町 税	628,991	619,807	403,828	64.2	65.2	
地方譲与税及び 各種交付金等※	262,114	141,437	141,437	54.0	100.0	
地方交付税	2,519,901	1,743,227	1,743,227	69.2	100.0	
分担金及び負担金	15,277	825	237	1.6	28.7	
使用料及び手数料	198,461	33,812	19,428	9.8	57.5	
国・県支出金	2,987,154	233,704	231,309	7.7	99.0	
その他の収入	1,074,998	295,235	292,610	27.2	99.1	
町 債	1,703,211	0	0	-	-	
歳入合計	9,390,107	3,068,047	2,832,076	30.2	92.3	

※法人事業税交付金は令和2年度から。

(歳出)

(単位：千円)

区 分	予算現額	支出済額	予算対比(%)	備考
議 会 費	81,806	42,675	52.2	
総 務 費	937,010	314,886	33.6	
民 生 費	1,513,083	468,062	30.9	
衛 生 費	277,202	109,430	39.5	
農 林 水 産 業 費	694,576	123,797	17.8	
商 工 費	211,027	89,042	42.2	
土 木 費	554,715	176,028	31.7	
消 防 費	230,727	89,613	38.8	
教 育 費	1,504,044	679,319	45.2	
災 害 復 旧 費	2,354,197	405,446	17.2	
公 債 費	647,954	316,639	48.9	
諸 支 出 金	373,918	0	0.0	
予 備 費	9,848	0	-	
歳出合計	9,390,107	2,814,937	30.0	

ア. 一般会計の予算現額合計の変遷について、令和6年度9月末予算現額 9,390,107 千円(A)、令和6年度当初予算現額 6,723,000 千円(B)、令和5年度9月末予算現額 9,111,033 千円(C)、令和5年度当初予算現額 6,570,000 千円(D)となっている。

令和6年度9月末予算現額と令和6年度当初予算額を比較すると 2,677,107 千円増加し、比率では 39.7% ((A)/(B)) 増加している。

令和6年度9月末予算現額と令和5年度9月末予算現額を比較すると、令和6年9月末では 279,074 千円増加し、比率では 3.06%増加((A)/(C))している。

令和6年度9月末予算現額の増加要因は令和5年8月の台風7号による災害復旧が主なものとなっている。

イ. 歳入合計において、収入済額の予算に対する割合は、前年度より 1.5 ポイント、過去5年間の平均 37.3 を 7.1 ポイント下回り、30.2%の執行率となっている。

前年度との収入済額の予算に対する割合は、地方譲与税及び各種交付金、使用料及び手数料、国・県支出金、その他の収入で上回り、町税、地方交付税、分担金及び負担金で下回っている。特徴として町税では前年度より 1.6 ポイント減少し、64.2%となっている。町税収入済額の内訳は町民税 83,786 千円、固定資産税 260,304 千円、軽自動車税 26,768 千円、市町村たばこ税 12,505 千円、入湯税 20,465 千円となっている。

ウ. 歳出合計において、支出済額の予算に対する割合は、前年度より 11.2 ポイント、過去5年間の平均 26.9 を 3.1 ポイント上回り、30.0%の執行率となっている。

前年度との支出済額の予算に対する割合は、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費等は上回り、農林水産業費、商工費等は下回っている。

歳出の主なものは、大型事業である小学校施設整備事業、国際交流事業、町有償運送運行事業、町営住宅改修事業、災害復旧事業、三朝町球場改修事業等となっている。

(2) 各特別会計の予算の執行状況

各特別会計の予算の執行状況は、第2表のとおりである。

第2表 各特別会計予算執行状況

(単位：千円)

会計区分	予算現額 (A)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (B) - (C)
		収入済額 (B)	予算対比 (%) (B)/(A)	支出済額 (C)	予算対比 (%) (C)/(A)	
国民健康保険	744,156	349,070	46.9	247,418	33.2	101,652
後期高齢者医療	121,200	36,717	30.3	37,425	30.9	△ 708
介護保険事業	1,230,695	558,928	45.4	394,033	32.0	164,895
温泉配湯事業	33,692	6,821	20.2	6,429	19.1	392
財 産 区	10,570	8,336	78.9	858	8.1	7,478
特別会計合計	2,140,313	959,872	44.8	686,163	32.1	273,709

ア. 国民健康保険事業において、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より0.1ポイント下回り46.9%、支出済額は5.7ポイント下回り33.2%となっている。

後期高齢者医療保険事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より4.1ポイント下回り30.3%、支出済額は6.1ポイント下回り30.9%となっている。

介護保険事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より1.2ポイント下回り45.4%、支出済額は1.2ポイント上回り32.0%となっている。

温泉配湯事業では、予算現額に対する収入済額の割合は前年度より7.7ポイント下回り20.2%、支出済額は15.1ポイント下回り19.1%となっている。

集落排水事業は、企業会計へ移行され、下水道事業と会計統合されたため、今年度より新たに下水道事業会計がスタートしている。

(3) 公営企業会計の予算の執行状況

公営企業会計の予算の執行状況は、第3表のとおりである。

第3表 公営企業会計予算執行状況（消費税を含む）

(単位：千円)

区分		収入			支出			収入支出 差引額
		予算現額	収入済額	予算対比 (%)	予算現額	支出済額	予算対比 (%)	
水道	収益的収支	174,328	79,217	45.4	182,351	64,206	35.2	15,011
	資本的収支	100,939	15,157	15.0	114,622	20,968	18.3	△ 5,811
下水道	収益的収支	331,578	158,454	47.8	386,106	156,865	40.6	1,589
	資本的収支	357,544	91,270	25.5	384,379	110,340	28.7	△ 19,070

ア. 下水道事業特別会計及び集落排水処理事業特別会計（農業集落排水処理事業、林業集落排水処理事業及び小規模集合排水処理事業）は、令和6年度からの地方公営企業法の一部適用に伴い、2会計4事業をまとめ新たに下水道事業会計として運用が開始されている。

イ. 企業会計は前期（上半期）の決算であり、水道事業の収益的収支について、事業収益は前年度より4,268千円増加し、事業費用は3,696千円減少している。収入支出差引額では15,011千円の経常利益となっている。

資本的収支の収入済額は前年度0円から15,157千円増加している。資本的収支の支出済額は前年度より9,233千円増加し20,968千円で、企業債償還等として18.3%執行されている。なお、有収率は前年度より1.6ポイント上回り87.9%になっている。

(4) 各会計の予算の執行状況

公営企業会計を除く一般会計及び特別会計にあつては、過去5年間の予算の執行状況と比較すると、一般会計の歳入・歳出及び簡易水道事業の歳入の執行率がやや低い状況にあるものの、概ね通常水準の執行状況にあると言える。

(5) 町税等の収納状況

ア. 一般会計に属する町税の収納状況は、第4表のとおりである。

第4表 町税等の収納状況

(単位:千円)

税目別	予算現額	調定額	収入済額	予算に対する 収入率(%)	調定に対する 収入率(%)	備考 (前年徴収率)
町 民 税	179,577	187,322	83,785	46.7	44.7	47.7
町民税(個人)	166,492	176,850	73,654	44.2	41.6	45.5
現年度分	165,048	174,258	72,699	44.0	41.7	45.6
滞納繰越分	1,444	2,592	955	66.1	36.8	42.2
町民税(法人)	13,085	10,472	10,131	77.4	96.7	99.2
現年度分	13,085	10,377	10,131	77.4	97.6	99.2
滞納繰越分	0	95	0	0.0	0.0	0.0
固 定 資 産 税	343,274	368,899	260,303	75.8	70.6	70.9
純固定資産税	337,511	363,136	254,540	75.4	70.1	70.3
現年度分	336,278	350,851	250,791	74.6	71.5	73.6
滞納繰越分	1,233	12,285	3,749	304.1	30.5	9.4
国有資産等所在 市町村交付金	5,763	5,763	5,763	100.0	100.0	100.0
軽自動車税 種 別 割	27,648	27,100	26,089	94.4	96.3	96.9
現年度分	27,490	26,615	25,909	94.2	97.3	97.5
滞納繰越分	158	485	180	113.9	37.1	50.3
軽自動車税 環 境 性 能 割	1,214	678	678	55.8	100.0	100.0
市町村たばこ税	32,803	15,339	12,505	38.1	81.5	82.0
入 湯 税	44,475	20,464	20,464	46.0	100.0	100.0
合 計	628,991	619,802	403,824	64.2	65.2	65.9

(ア) 町税全体の9月末の調定額に対する収入率は前年度より0.7ポイント下回り65.2%の収入率となっている。前年度の調定額と比較して町民税、固定資産税、市町村たばこ税は減額で、軽自動車税、入湯税は増額となっている。

(イ) 滞納繰越分の9月末の収入未済額合計は10,573千円(前年度19,191千円)となっており、前年度より8,618千円未納が減少している。

イ. 特別会計に属する税等の収納状況は、第5表のとおりである。

第5表 特別会計の税等の収納状況

(単位:千円)

税目別	予算現額	調定額	収入済額	予算に対する収入率(%)	調定に対する収入率(%)	備考 (前年徴収率)
国民健康保険税	106,490	118,256	58,279	54.7	49.3	49.8
現年度分	102,190	107,567	56,054	54.9	52.1	52.1
滞納繰越分	4,300	10,689	2,225	51.7	20.8	23.8
介護保険料	188,447	190,185	96,069	51.0	50.5	49.9
現年度分	187,647	188,135	95,608	51.0	50.8	50.2
滞納繰越分	800	2,050	461	57.6	22.5	23.9
後期高齢者医療保険料	77,751	80,424	33,649	43.3	41.8	50.3
現年度分	77,669	80,094	33,411	43.0	41.7	50.3
滞納繰越分	82	330	238	290.2	72.1	43.9

(ア) 特別会計の調定に対する収入率について、国民健康保険税は前年度より0.5ポイント減少し49.3%、介護保険料は0.6ポイント前年度より上回り50.5%、後期高齢者医療保険料は8.5ポイント前年度より下回り41.8%となっている。

(イ) 国民健康保険税滞納繰越分の調定額は前年度より835千円増加し、徴収率は前年度より3.0ポイント下がり20.8%となっている。介護保険料滞納繰越分の調定額は前年度より318千円減少し、徴収率は1.4ポイント下がり22.5%となっている。後期高齢者医療保険料滞納繰越分調定額は前年度より232千円増加し、徴収率は28.2ポイント上がり72.1%となっている。

前年度より滞納繰越分徴収率が国民健康保険税と介護保険料で減少していることは、努力を要する。

(6) 使用料等の税外収入金の収納状況

税外収入金の収納状況は、第6表のとおりである。

第6表 税外収入金の収納状況

(単位：千円)

区 分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	予算に対する 収入率 (C)/(A) %	調定に対する 収入率 (C)/(B) %	備 考 (前年度調 定に対する 収入率)
保育所保育料						
現年分	3,073	4,047	1,678	54.6	41.5	40.2%
滞納分	200	574	35	17.5	6.1	4.7%
学童クラブ保育料						
現年分	1,864	749	516	27.7	68.9	70.1%
滞納分	0	0	0			
公営住宅使用料						
現年分	17,939	18,355	7,140	39.8	38.9	39.6%
滞納分	416	416	10	2.4	2.4	14.5%
道路使用料	1,063	1,035	1,035	97.4	100.0	100.0%
温泉配湯使用料						
現年分	17,472	7,830	6,820	39.0	87.1	100.0%
下水道使用料						
現年分	124,609	61,273	58,817	47.2	96.0	97.4%
滞納分	8,215	8,215	1,624	19.8	19.8	11.7%
下水道負担金						
現年分	958	1,302	986	102.9	75.7	60.9%
滞納分	0	0	0		0.0	0.0%
集落排水使用料						
現年分	19,355	9,268	8,787	45.4	94.8	97.8%
滞納分	779	779	200	25.7	25.7	16.3%
上水道使用料						
給水使用料	104,390	50,481	48,346	46.3	95.8	95.5%
簡易水道使用料						
現年分	17,635	8,692	8,372	47.5	96.3	96.1%
滞納分	1,513	1,513	182	12.0	12.0	9.8%

ア. 滞納分調定額について、前年度より増加となっている。税外収入金（上水道使用料除く）の滞納分について、全体の収入未済額（B）-（C）は 9,446 千円（前年度 15,022 千円）で、収入率は 17.8%となっている。

（7） 令和 6 年 9 月末公金残高金額について

ア. 令和 6 年 9 月末の公金の残高金額について、令和 6 年 10 月例月出納検査の「現金管理の状況」（指定金融機関発行分）と、定期監査資料の一般会計及び特別会計それぞれの歳入から歳出を差引いた千円単位の合計金額は一致していることを確認した。また企業会計の水道事業及び下水道事業の指定金融機関発行の残高証明書の金額と各業務状況報告書の現金預金は一致していることを確認した。

（8） 主要課題とその取り組み状況について

ア. 主な事業など

総務課：公用車購入経費、庁舎管理特別経費、庁舎災害対策事業。

危機管理局：AED設置事業、空き家等撤去費助成事業、危険木事前伐採推進事業、消防団員活動経費、消防団DXアプリケーション経費、防災基盤整備事業（消防施設）、災害対策特別経費。

財政課：地方公会計業務、e-misasa エリアネットワーク管理費、公園施設等維持管理費。

文化ホール：文化ホール運営費、文化ホール施設管理費、MOC運営補助金。

町民課：公図修正業務、税務事務電算処理委託費、社会保障・税番号制度関係事業費、鳥取中部ふるさと広域連合負担金（火葬場費、塵芥処理費、し尿処理費）、三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業、障がい児保育事業、保育所改修事業、児童手当。

福祉課：ねんりんピックとっとり大会三朝町実行委員会運営補助金、生活介護事業費、日中一時支援事業、定額減税調整給付金事業、非課税世帯等臨時特別給付金事業、高齢者交通費助成事業（タクシー、バス定期券助成）、特別医療対策費（県、町単独）、放課後等デイサービス事業。

建設水道課：農業農村整備事業（3路線）、農業用水路等長寿命化・防災減災事業、林道管理費、道路維持修繕費、除雪機械整備費、町道整備事業、道路メンテナンス事業（橋梁補修）、県営急傾斜崩壊対策事業負担金、住宅維持補修費、補助災害復旧事業（農地、農業施設、林道）、補助災害復旧事業（道路、河川）。

農林課：水田農業サポート事業、担い手農家支援事業、多面的機能支払交付金事業、新規就農者総合支援事業、特産品振興事業、中山間地域等直接支払交付金

事業、鳥獣被害防止総合対策事業（県事業）、三朝町農地耕作条件改善事業、未来につなぐ森づくり事業、森林管理システム事業、Jクレジット推進事業、木材加工流通施設等整備事業、松くい虫防除事業、三朝町基本財産林保育事業。

農業委員会：農地中間管理集積支援事業、情報収集等業務効率化支援事業。

企画健康課：集落公民館建設等補助金、バス運行対策費補助金、町有償運送運行事業、地域活動チャレンジ補助金、地域おこし協力隊事業、移住定住促進事業、予防接種費、妊産婦・乳幼児健康診査費、出産・子育て応援交付金事業、がん早期発見推進事業、健康診査費。

観光交流課：国際交流事業、ふるさと応援寄付金特別経費、移住定住促進事業、三朝町創業支援補助金、新型コロナウイルス感染症対応利子補給事業、キュリー祭開催補助金、三朝温泉誘客促進事業、三朝町ふるさと応援基金積立金。

教育総務課：中学校手作り訪仏事業、台中市石岡区との中学生相互交流事業、放課後児童対策費（西、東）、三朝町教育ICT学びの充実推進事業、小学校施設整備事業、小学校新校舎備品等整備費、遠距離通学費補助（小・中・高）、特別支援教育費、外国語指導助手活動費。

社会教育課：人権教育講座（4講座）、人権教育推進員設置事業、三朝町スポーツ少年団補助金、三徳山遺跡発掘調査等事業、単独災害復旧事業（名称小鹿溪）、県指定文化財保存・保護事業費補助金、三朝野球場改修事業。

図書館：図書等整備費、図書館施設及び移動図書館車の維持管理費。

下水道事業会計：ストックマネジメント事業、上下水道管移転工事設計業務、下水道管渠改築工事、集落排水処理施設管理業務、山田真空ポンプ場圧送ポンプ更新工事設計業務。

水道事業会計：上水道施設保守管理業務、簡易水道施設保守管理業務、水道メーター取替業務、配水管布設工事設計業務。

（9） 契約の状況について

ア. 定期監査の契約調査表について、一般会計（明許繰越、災害復旧工事、変更契約等除く）では416件の提出があり、昨年度と比較すると約72増加している。競争入札件数と随意契約件数の割合は競争入札 29.3%、随意契約等 70.7%となっている。

イ. 一般会計の工事、業務、備品購入等の競争入札に伴う予定価格と落札金額の差はおよそ69,867千円となっている。契約の主なものとして町営三朝球場改修事業106,194千円、三朝町立三朝小学校新校舎備品等整備費49,676千円などとなっている。

ウ. 随意契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 及び三朝町会計規則等に規定されており、逸脱しないよう留意されたい。

(10) まとめ

一般会計の当初予算は前年度より減額していたが、9 月末現在で比較すると予算額は前年度より増額している。また、令和 3 年 7 月の豪雨災害による災害復旧は終了しているが、令和 5 年 8 月の台風 7 号による被害が甚大であったため、多くの災害復旧工事等が繰越されている。

三朝町立三朝小学校の小学校施設整備事業は、順調に工事が進捗し計画とおり竣工式及び開校式が行われている。

定期監査を行った中での気づきを少しあげたので、今後の参考としていただきたい。

ア. 随意契約について見たところ、294 件中 288 件 (98.0%) が予定価格と同額の落札額 (338,978 千円) となっている。随意契約は、毎年継続で契約するもの、緊急を要するもの、特定の相手としか契約出来ないなど競争契約に付することが出来ないもの、また施行令、町規則等に示す範囲内の額について認められているが、額の多寡にかかわらず、安易に 1 社見積額を以て予定価格 (契約額) とすることなく、可能な限り相見積もりを徴するなど一層の経費削減に努めていただきたい。

イ. 令和 5 年 8 月の台風 7 号により多数の災害が発生した。災害復旧に向けて最大限の努力をされているが、早期に災害復旧出来るように更に体制を整備され、一日でも早い復旧をお願いしたい。

ウ. DX (デジタルトランスフォーメーション) 化により町民の利便性の向上や業務の効率化により行政サービスの更なる向上が図られている。一方で、ペーパーレス化でコストの削減など利点があるが、職員の中にはデジタルスキルが十分に身につけていない者がいる。また、セキュリティー上の問題が発生することが心配されるので、分かり易いマニュアルの作成、ペーパーレス化の担当者を決めてフォローできる体制を整えるようお願いしたい。